

大船渡市原油価格高騰対策運輸事業者支援金

燃料費高騰により、経営に大きな影響を受けている運輸事業者の事業継続を支援し、社会インフラとして旅客及び貨物等の安定かつ安全な運行を確保するため、支援金を交付します。

1 対象事業者

次の要件を全て満たす者

- (1) 市内で事業を営む一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者又は自動車運転代行事業者
 - ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）
 - ・ 一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）
 - ・ 貨物自動車運送事業者（一般貨物自動車運送事業者・特定貨物自動車運送事業者・貨物軽自動車運送事業者 ※霊柩事業者を含む）
 - ・ 自動車運転代行事業者
- (2) 市内に本社又は営業所がある中小企業者等
- (3) 岩手県が実施する「貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金」、「タクシー事業者運行支援緊急対策交付金」又は「運輸事業者運行支援緊急対策費」（以下、「県補助金」という。）の交付決定を受けた者（自動車運転代行事業者を除く。）
- (4) 申請日時点において事業継続し、支援金交付決定後も事業継続する意向がある者

2 支援金

使用の本拠の位置が市内の住所であり、直近で実施された県補助金の交付決定を受けた車両に対し、下記の支援金を交付します。（※被牽引車を除く）

■ 貸切バス／1台につき	34,000円
■ タクシー／1台につき	12,000円
■ トラック等／1台につき	21,000円
■ 軽貨物車・霊柩車／1台につき	21,000円
■ 自動車運転代行の随伴用自動車／1台につき	24,000円

3 申請方法

下記の申請書類を、令和7年6月30日（月）までに商工港湾部企業立地港湾課へ提出して下さい。

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者又は貨物自動車運送事業者
 - ・ 大船渡市原油価格高騰対策運輸事業者支援金交付申請書兼請求書
 - ・ 支援金交付申請額計算書
 - ・ 直近で実施された県補助金の交付決定通知書または受給を証する書類等

(2) 自動車運転代行事業者

- ・ 大船渡市原油価格高騰対策運輸事業者支援金交付申請書兼請求書
- ・ 支援金交付申請額計算書
- ・ 公安委員会からの運転代行業の認定証の写し
- ・ 随伴用自動車に係る自動車登録番号等が記載されている公安委員会への認定申請書等の写し
- ・ 対象車両全ての車検証の写し及び車体に掲示する認定番号が確認できる対象車両全ての写真

4 申請先・お問い合わせ

大船渡市役所 商工港湾部企業立地港湾課 0192-27-3111（内線 117・120）